

令和5年

第6回教育委員会会議

議案第18号

秋田県教育委員会

議案第十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）                      第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員</p> <p>条例第六条第十一項又は任期付職員                      員条例第九条第二項</p> <p>二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第十二条において「育児短時間勤務職員等」という。）                      育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項若しくは第七項 又は                      育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員                      員条例第七条第二項若しくは第三項</p> <p>三 略</p> <p>（給料の調整額）                      第五十五条 略</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額</p>	<p>（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）                      第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 地公法第二十八条の五第一項                      の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 条例第八条                      員条例第九条第二項</p> <p>二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員                      育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項、第七項若しくは第十一項 又は                      育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員                      員条例第七条第二項若しくは第三項</p> <p>三 略</p> <p>（給料の調整額）                      第五十五条 略</p> <p>2 職員 の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十の四に掲げる調整基本額（その額が給料月額の百分の四・五を超えるとき</p>

その者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額

とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地公法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 条例第二十八條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員 条例第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務

は、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に、その者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地公法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に条例第二十八條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に条例第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十の四に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。） 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十の四の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

6 第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

#### 第六十一条 略

2・3 略

4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定によ

#### 第六十一条 略

2・3 略

4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条

の規定によ

り支給されることとなる期間及び額

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

#### 附 則

第十二条 育児休業条例附則第四項の規定により読み替えられた条例附則第二項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

第十三条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第十五条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

り支給されることとなる期間及び額

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

第十四条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十七条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六十条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

別表第10の3 (第55条第1項—第3項関係) 略

別表第10の4 調整基本額表 (第55条第4項第1号関係) 略

別表第10の4の2 調整基本額表 (第55条第4項第2号関係)

イ 教育職給料表(一)調整基本額表	
職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,200円
3 級	9,800円 (条例別表第一(一)の備考2に定める職員にあつては、10,000円)
4 級	12,200円

ロ 教育職給料表(二)調整基本額表	
職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	8,300円
3 級	10,000円 (条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、10,200円)
4 級	12,500円

別表第10の3 (第55条\_\_\_\_\_関係) 略

別表第10の4 調整基本額表 (第55条\_\_\_\_\_関係) 略

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号。次項及び第五項において「改正定年条例」という。)) 附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員をいう。))とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。))第五十五条第四項の規定を適用する。
- 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。次項において「条例」という。))第十三条の二の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。))を占める改正定年条例附則第八項又は第十項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。))のうち、当該職に係る改正定年条例による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。))の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第五十五条及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第四十四号。次項及び第五項において「改正給与条例」という。)) 附則第三項に規定する暫定再任用短時間勤務職員にあつては、その額に改正後の規則第五十五条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつては、その額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員(施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号及び第三号において同じ。))であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。)) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
  - 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。)) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつた場合(改正給与条例による改正前の条例(次号において「旧給与条例」という。))及びこれに基づく市町村立学校職員の給与等に関する規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則(次項において「改正前の規則」という。)) 第五十五条第二項の規定を適用したとしたならば、その者に適用されることとなる調整基本額
  - 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。)) 施行日の前日において、給料

の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条  
例及びこれに基づく市町村立学校職員の給与等に関する規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を  
基礎として改正前の規則第五十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(一) 給料表の適用を異にする異動をした場合

(二) 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地  
公法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧地公法再任用職員になったとした場合に、同日後に(一)に掲げる場合に該当した者に  
あつては同日に(一)に掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく市町村立学校職員の給与  
等に関する規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更し  
た場合）

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

5 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ  
て当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員（改正給与条例附則第三項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。） 改正給与  
条例附則第五項

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定によ  
る短時間勤務をしている暫定再任用職員（改正定年条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。） 改正給与条例附則第四項の  
規定により読み替えられた改正給与条例附則第三項

令和五年三月三十日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条  
例第三十一号）の施行に伴い、六十歳を超える職員の手当等に関し必要な事項を定める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由  
である。



## 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田県条例第31号）の施行に伴い、60歳を超える職員の手当等に関し必要な事項を定める等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 引用している「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の条項を「職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田県条例第1号）」の条項に改めることとする。（第37条の3第1号関係）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた調整基本額を定めることとする。（第55条第4項及び別表第10の4の2関係）
- (3) 60歳を超える育児短時間勤務職員等の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とすることとする。（附則第12条関係）
- (4) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号。以下「条例」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員の調整基本額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた調整基本額に100分の70を乗じて得た額とすることとする。（附則第13条関係）
- (5) 条例附則第2項の規定を受ける職員であって、条例第17条の3第1項に規定する異動又は公署の移転日の日において当該職員以外の職員であったものに対するへき地手当に準ずる手当の額は、当分の間、同項に規定する異動又は移転の日を受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日を受けていた扶養手当の月額の合計額に、支給割合を乗じて得た額とする。（附則第14条関係）
- (6) 暫定再任用職員に支給する給料の調整額について所要の経過措置を規定することとする。（改正附則第2項から第4項まで関係）
- (7) 暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算について所要の経過措置を規定することとする。（改正附則第5項関係）
- (8) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第6回教育委員会会議

議案第19号

秋田県教育委員会

議案第十九号

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則（令和二年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。)第二条第五号、第二条の三第三号、第二条の四(第一号、第二号及び第四号を除く。)及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第二条 条例第二条第五号(一)(2)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。)第二条第四号、第二条の三第三号、第二条の四(第一号、第二号及び第四号を除く。)及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第二条 条例第二条第四号(一)(2)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

職員の育児休業等に関する条例の一部改正（平成4年秋田県条例第6号）に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

引用している職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田県条例第6号）の条項を改めることとする。

### 3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第6回教育委員会会議

議案第20号

秋田県教育委員会

議案第二十号

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則案

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則（平成十五年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭</p> <p>並びに講師</p> <p>（非常勤の講師を除く。）であること。</p>	<p>(定義) 第二条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この号において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）であること。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理由 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二  
第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、  
所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 公立小中学校教員の定義について、再任用職員の記載を削除することとする。  
（第2条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第6回教育委員会会議

報告事項（1）

秋田県教育委員会障害者活躍推進計画について

秋田県教育委員会



## 報告事項

### 秋田県教育委員会障害者活躍推進計画について

令和5年3月30日  
教育庁総務課

#### 1 障害者活躍推進計画について

令和元年6月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、地方公共団体の任命権者は、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に係る取組計画である「障害者活躍推進計画」を作成することとされた。

本計画は、公務部門において民間の事業主に対し率先して障害者活躍に取り組む観点から、法定雇用率の達成のみに留まらず、障害を有する職員が能力を有効に発揮して活躍することのできる環境を整備するために作成するものである。

教育委員会では、令和2年3月に当該計画を策定し、障害者の継続的な雇用に加え、採用後の定着に繋がられるよう、取組みを進めてきた。

#### 2 第1期計画について

第1期計画（現行）では、令和2年度から令和4年度までの計画期間を定め、採用や満足度等に関する目標を設定し、職員採用選考試験や障害者雇用事業を実施したほか、障害を有する職員に対するアンケートの実施や「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催など、障害者の継続的な雇用に加え、採用後の定着につなげるための取組を実施した。

#### 3 第2期計画について

第2期計画では、令和5年度から令和9年度までを計画期間と定め、計画実施状況の評価及び見直しを行うほか、第1期計画の水準以上の目標数値を掲げ、障害を有する職員が、その障害特性や個性に応じた能力を十分に発揮し、より一層活躍できるよう、働きやすい職場環境の整備を推進するための取組を実施する。

具体的には、これまでの取組を引き続き実施することに加え、情報共有シートの活用促進や計画取組状況の評価、管理監督者の定期面談等を行う。

#### 【障害者雇用率の推移】 ※各年6月1日時点目標

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法定雇用率	2.4%	2.4%	2.5%	2.5%
実雇用率	2.09%	2.3%	2.54%	2.57%

#### 【現在の職に就職し、働いていることに対する満足度】 ※各年実施のアンケートより

	目標	参考(第1期計画期間)			
	令和5年度以降	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
満足度	92.5%以上	90.4%	92.5%	90%	90.5%

秋田県教育委員会障害者活躍推進計画（第2期）

機関名	秋田県教育委員会
任命権者	秋田県教育委員会
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
秋田県教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>秋田県教育委員会では、実雇用率が法定雇用率を下回る状況であったため、平成31年1月から令和4年12月までの期間において、障害者採用計画を作成するとともに、秋田県教育委員会障害者活躍推進計画（令和2年度～4年度）を策定し、障害者の継続的な雇用に加え、採用後の定着に繋げるための取組を進めてきたところであり、令和3年度以降は法定雇用率を達成している状況である。</p> <p>第2期計画においては、公務部門において民間の事業主に対し率先して障害者活躍に取り組む観点から、法定雇用率の達成に留まらず、障害者である職員一人ひとりがその有する能力を有効に発揮して活躍できるよう、働きやすい職場づくりを推進するための取組を実施していくこととする。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上かつ前年6月1日時点における実雇用率を上回る実雇用率</p> <p>（参考）令和4年6月1日時点の実雇用率：2.57% 令和4年6月1日時点の法定雇用率：2.5% 令和6年4月1日時点の法定雇用率：2.7% 令和8年7月1日時点の法定雇用率：2.9% ※令和6年4月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられる。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>（正職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月定着率 100%</li> <li>・1年定着率 100%</li> </ul> <p>（会計年度任用職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期中における不本意な離職者を極力生じさせない。</li> </ul> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時に、人事記録等を基に、前年度採用者の定着状況を確認するとともに、離職が発生している場合には、離職事由等を把握し進捗管理を行う。</p>
③満足度に関する目標	<p>【現在の職に就職し働いていることへの全体評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度92.5%以上 （第1期計画期間の最高数値以上の満足度）</li> </ul>

	(評価方法) 毎年6月1日時点で在籍している障害を有する職員に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として教育次長(管理)を選任する(令和元年9月6日に選任済み。)</p> <p>○障害者雇用推進者を本部長とし、教育庁本庁の各課室長を本部長とする「秋田県教育委員会障害者活躍推進本部(以下「推進本部」という。)」を設置する(推進本部は、令和2年1月23日に設置済み。)</p> <p>○推進本部の下に実務者チームとして「障害者活躍推進チーム(以下「推進チーム」という。)」を設置し、推進チームの構成員には、原則として、障害を有する常勤職員・非常勤職員等を参画させる。</p> <p>○推進本部については、原則として年1回、推進チームについては適宜(概ね年2回以上)会議等を開催し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。このほか、特定課題等が発生した場合は、総務課を事務局に、課題等に係る人事主管課及び関係所属の人事担当を招集し、解決策の検討を行う。また、課題検討に当たって、必要に応じて外部の関係機関等と連携する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制(推進本部、推進チーム、支援担当者等)の充実を図るとともに、必要に応じて外部の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で共有する。</p> <p>○障害を有する職員が課題や問題を抱え込むことがないように、相談体制を整備し、障害の有無に関わらず、広く職員へ周知する。なお、相談先等については、毎年4月に、「障害のある教職員の合理的配慮の相談に関する取扱要綱(平成28年4月)」と併せて周知する。</p> <p>○各所属においては、支援担当者等を指定し、相談先等を所属内で常時掲示する等により、相談先の周知を図る。</p> <p>○障害を有する職員は、「情報共有シート」を所属上司に提出することとする。また、当該シートの提出を受けた所属上司は、所属職員に内容を共有し、障害の特性や状況を周知する。ただし、障害を有する職員が障害を有することを対外的に公表していない等、情報共有を希望しない場合はこの限りではない。また、所属内での周知範囲について障害を有する職員から希望がある場合は、その範囲内で周知する。なお、情報共有シートの提出については、毎年4月に周知する。</p>
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の設置が必要な事業所(雇用保険の事業

	<p>所単位で障害者が5名以上)には、直ちに障害者職業生活相談員を選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、秋田労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○新たに障害を有する職員が配置された所属等においては、必要に応じて各地域のハローワーク等庁外の関係機関に協力を求め、出前講座や資料の配付等により当該職員の障害特性への理解を深める取組を行う。</li> <li>○所属等の職員に対し、秋田労働局が開催する「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」を案内し、参加を呼びかける。また、「精神・発達障害しごとサポーター養成講座e-ラーニング版(厚生労働省)」を周知・活用し、障害に係る職員の理解促進を図る。</li> <li>○障害についての理解促進に向け、新規採用職員に対し、「障害者への理解と配慮」について研修を受講させるとともに、その他の職員に対しては、「障害者理解促進研修会」等の各種研修の受講案内を行い、特に管理監督職員に対しては、積極的な研修参加を呼びかける。</li> <li>○県障害福祉課や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)等が作成する各種資料を活用し、職員一人ひとりの障害者理解の促進を図る。</li> <li>○当該計画及び障害者雇用に関して、毎年度、全職員に周知する。</li> <li>○毎年9月までに前年度の計画取組状況と翌年度に向けての改善点を公表する。公表にあたっては、前年度までの取組内容について総務課でまとめた資料を事前に障害を有する職員に公表し、職員目線での評価や意見を聴取することとする。また、意見聴取を行う場合は障害を有する職員への毎年の組織内アンケートの中で実施する。</li> </ul>
<b>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現に勤務する障害を有する職員や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</li> <li>○障害を有する職員本人の希望等を踏まえた上で、所属長等が面談等により、本人に合った業務の割振りを行う等、業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて改善を行う。</li> <li>○障害者が円滑に業務を遂行するために、障害を有する職員本人からの業務遂行に関する創意工夫の提案の機会を確保する。</li> <li>○障害を有する職員の職務選定の最適化を図るため、障害福祉課で作成しているハンドブックの配布や障害者理解促進研修、障害者サポーター養成講座等各種研修の紹介を行い障害者や障害者雇用について正しい理解を進める。</li> </ul>

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

<p>(1) 職務環境</p>	<p>○県立の教育機関又は学校等については、大規模改修や学校統合に際して、障害特性に配慮した執務環境の整備又は福利厚生施設等の整備を検討する。</p> <p>○洋式トイレの整備やドアの改修等については、職員の要望を踏まえて随時検討する。</p> <p>○市町村立小中学校（市町村立義務教育学校を含む。）については、市町村教育委員会と連携を密にし、障害を有する職員の同意を得た上で、必要な合理的配慮等の内容の申し送りを行う。</p> <p>○障害を有する職員の要望を踏まえ、音声読み上げソフト等の就労支援機器の購入を検討する。</p> <p>○新規に採用する障害者については、採用前に障害の特性や状況を把握し、配慮が必要な点や所属への情報共有が必要な内容を確認の上、当該職員が配属される所属職員に情報共有を行う。なお、採用職員から情報共有範囲について希望があった場合、職員の意向に沿った範囲で共有する。</p> <p>○また、新規に採用した障害者については、採用後の1年間は、所属長等が定期的に必要な配慮等を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○所属において情報共有シートを活用した情報の共有のみならず、所属の管理監督者等と定期的な面談を実施し、本人に合った業務分担や職場配置を行う。なお、面談については年度当初における所属長面談、人事評価における業務目標設定時の面談、評価面談、人事異動希望に係る面談等も活用する。</p>
<p>(2) 募集・採用</p>	<p>○大学生を対象としたインターンシップの中で障害のある学生の受け入れを行うとともに、障害をもつ高校生や特別支援学校の生徒を対象とした職場実習を積極的に行う。</p> <p>○採用に当たっては、障害者からの要望を踏まえ、筆記試験における点字、面接における手話通訳者の配置又は実技試験等の一部又は全部の免除等、障害特性に応じた配慮を行う（拡大読書器の使用及び手話通訳者の配置実績あり。）。</p> <p>○正職員として内定した障害者には、本人の希望により、本採用前に勤務に慣れることを目的に、会計年度任用職員として短期間の採用のほか、職場実習等での受け入れを実施する制度を検討する。また、当該制度により、配慮すべき事項等の確認を行い、必要に応じて職務環境の整備等を実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受け</li> </ul>

	<p>られること」といった条件を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時差出勤やテレワークについて、積極的な活用を促すとともに、活用者の意見を聴取し、今後の事業運営に活かす。</li> <li>○障害特性に応じた早出遅出勤務の活用を推進し、無理なく、かつ安定的に働くことができるような職務環境を整備する。</li> <li>○障害を有する職員の障害状況を把握し、必要に応じて時間単位の年次休暇や特別休暇等の各種休暇の取得を紹介、促進する。</li> </ul>
(4) キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有シートや定期的な面談を活用しながら、所属において障害を有する職員の能力や障害特性、障害の状況を確認し、職員の能力や適性に応じた事務分掌を決定する。</li> <li>○障害者の雇用の機会を増やすため、「障害者雇用対策事業」を実施し、会計年度任用職員の採用及び雇用継続を行う。</li> <li>○会計年度任用職員については、本人の希望を把握した上で、希望があれば正職員採用試験を案内する。</li> </ul>
(5) その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希望する職員には、定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</li> <li>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な訓練等への配慮や職務環境の整備等の取組を行う。</li> <li>○人事異動において、障害を有する職員からの希望を踏まえ、勤務地や通院へ配慮するとともに、異動サイクルや業務分担についても可能な範囲で考慮する。</li> <li>○人事異動において、「情報共有シート」を活用する。</li> </ul>
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障害福祉課で作成する「秋田県障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に沿って、障害者就労施設等の受注機会の増大を図り、県における直接雇用だけではない障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進する。</li> <li>○計画の策定、変更については、職員に対して周知するとともに、本県のウェブサイトに掲載するなど、適切な方法で公表する。また、計画に基づく取組実施状況等についても、毎年度、公表するとともに、その内容を分析・検証し、今後の障害者活躍推進計画に反映させる。</li> </ul>

令和5年

第6回教育委員会会議

報告事項（2）

令和4年度 秋田県学習状況調査結果の概要について

秋田県教育委員会

# 令和4年度秋田県学習状況調査 結果の概要

令和5年3月30日

義務教育課



## ○調査の概要

### 【趣旨】

学習指導要領の内容の定着度等を把握し、本県が進める少人数学習の成果や課題を捉え、学習指導の工夫改善を図るとともに、全国学力・学習状況調査、本調査及び高校入試を活用して、学習指導における検証改善サイクルを確立し、児童生徒の学力向上に資する。

### 【調査対象】

小学校第4～6学年及び中学校第1、2学年の児童生徒  
(義務教育学校対象学年の児童生徒、特別支援学校の対象となる児童生徒を含む)

### 【調査内容】

#### ○教科に関する調査

- 小学校第4学年 … 3教科 (国語、算数、理科)
- 小学校第5学年 … 4教科 (国語、社会、算数、理科)
- 小学校第6学年 … 4教科 (国語、社会、算数、理科)
- 中学校第1学年 … 5教科 (国語、社会、数学、理科、英語)
- 中学校第2学年 … 5教科 (国語、社会、数学、理科、英語)

#### ○学習の意欲等に関する質問紙による調査

「学習習慣や学校生活についての意識」「ICT活用の状況」  
「各教科等の学習に対する意識」「読書についての意識」等の項目による

### 【参加学校数及び児童生徒数】

#### ○参加学校数

- ・小学校等 178校 (義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む)
- ・中学校等 110校 (義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

#### ○参加児童生徒数

- ・小学校第4学年…6,096人
- ・小学校第5学年…6,281人
- ・小学校第6学年…6,428人
- ・中学校第1学年…6,405人
- ・中学校第2学年…6,363人

※参加人数は教科等によって若干の変動があるため、各学年での調査のうち、最も多くの児童生徒が取り組んだ教科等での数値を示している。

### 【調査実施日】

- 小学校 … 令和4年12月 1日 (木)
- 中学校 … 令和4年11月30日 (水)

## ○結果概況と考察

### 【教科の学習状況に関する調査の結果について】

- 小学校では、全ての学年・教科において「おおむね満足」な状況である。
- 中学校では、第1学年の国語、社会、理科、第2学年の国語において「おおむね満足」な状況である。県平均通過率が低い学年・教科においては、既習の知識や技能等を活用して、思考・判断し表現することについての問題の通過率が低いことが、平均通過率に影響を及ぼしている。

中学校の平均通過率が低かったことを受けて、学習内容の系統性を踏まえた指導を一層工夫することが必要である。また、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、習得した知識及び技能を活用して課題を解決する学習活動の一層の充実を図る必要がある。

### 【学習の意欲等に関する質問紙調査の結果について】

- 学習に対する意欲については、全ての学年で肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）の割合が高い。特に、「勉強は大切だ」「ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい」に対する肯定的な回答の割合が、学年を問わず高い傾向にあることから、学ぶことの重要性や意義などを感じながら学習に取り組んでいる児童生徒が多いことがうかがえる。
- 生活全般については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。ただし、「自分にはよいところがあると思う」については、小学校第4学年と第5学年の数値がこの3年間で最も低くなっていることから、学校生活の様々な場面において、児童の自己肯定感を高める働き掛けを、一層充実させていく必要がある。
- 日頃の授業に関する質問については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。「ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」に対する肯定的な回答の割合が、学年が進むにつれて高くなっていることから、各学校においては、他者の多様な考えに触れることが、自分の考えを広げたり深めたりする上で役立つことを児童生徒が自覚できるよう、各教科等の特質に応じて、話し合う場面を適切に設定していることがうかがえる。
- 家庭学習については、小・中学校とも、平日のみならず、休日にも多くの時間を学習に充てている様子が見られる。特に、中学校第1学年では、休日に2時間以上勉強している生徒が半数を超えている。

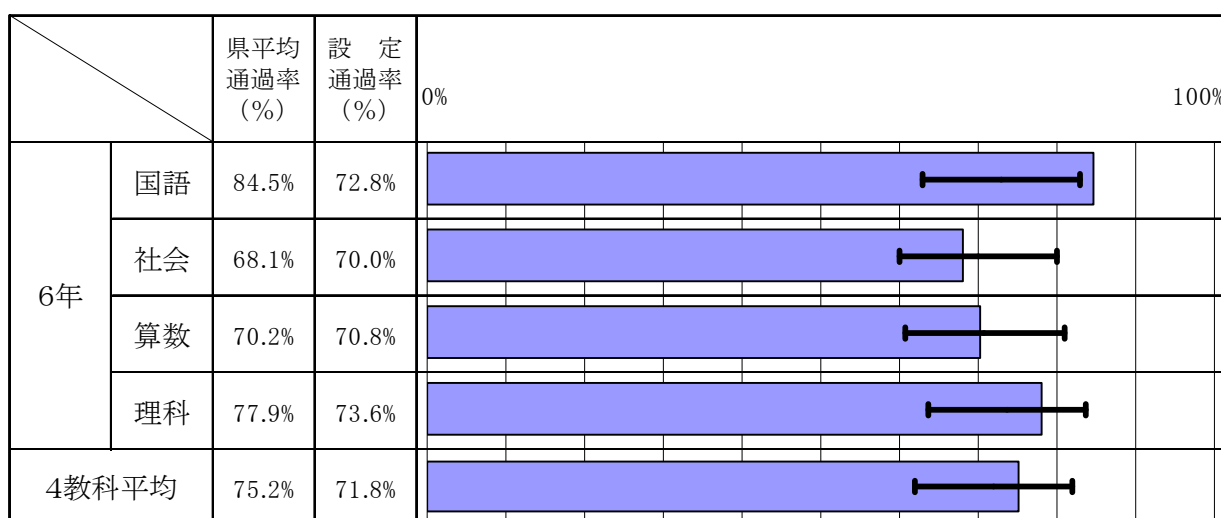
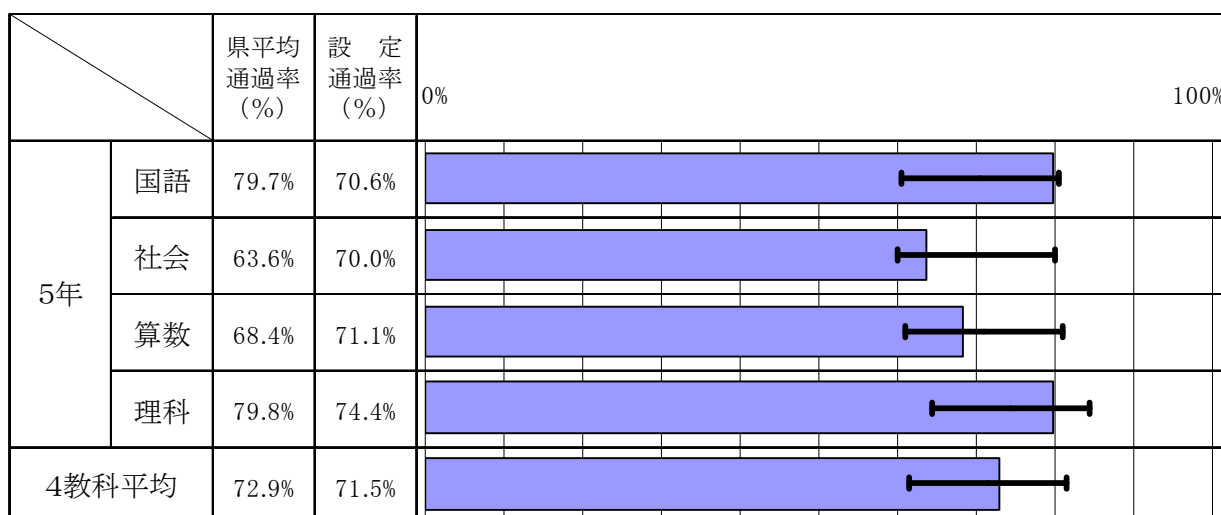
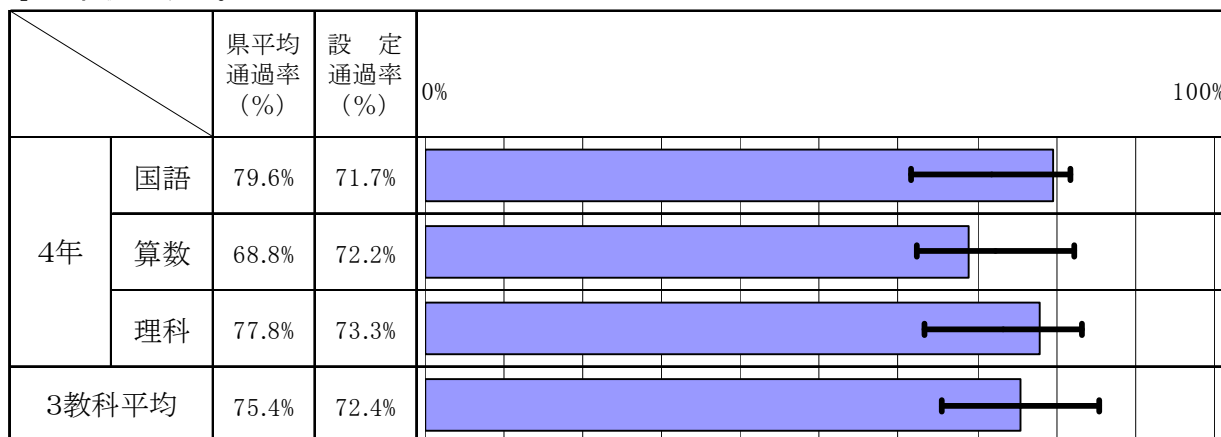
ほぼ全ての質問項目において、肯定的な回答の割合が高い状況を維持していることから、本県の児童生徒は、生活や学習に前向きな態度で取り組んでいる様子が見られる。これは、各学校が、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じて、児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的・対話的に学びを深めることができるよう、様々な工夫を凝らした取組を行うとともに、自校の特色を生かして進めている「地域に根ざしたキャリア教育の充実」や「『問い』を発する子ども」の育成に向けた取組等を通して、望ましい生活習慣や学習習慣を育てていることが要因であると考えられる。

# 1 教科に関する調査の結果

**通過率**：各問題ごとの正答した児童生徒の人数の割合（各学校の通過率の例：50人中30人が正答していれば60%）  
**平均通過率**：全問題の通過率の平均（100点満点に換算したときの平均点とみることができる。）  
**設定通過率**：問題ごとに、どの程度の通過率であれば「おおむね満足」な状況とするかをあらかじめ定めた値（分析する上で参考として示している。）

## (1) 小学校の平均通過率（グラフの「————」は設定通過率の±10%の範囲）

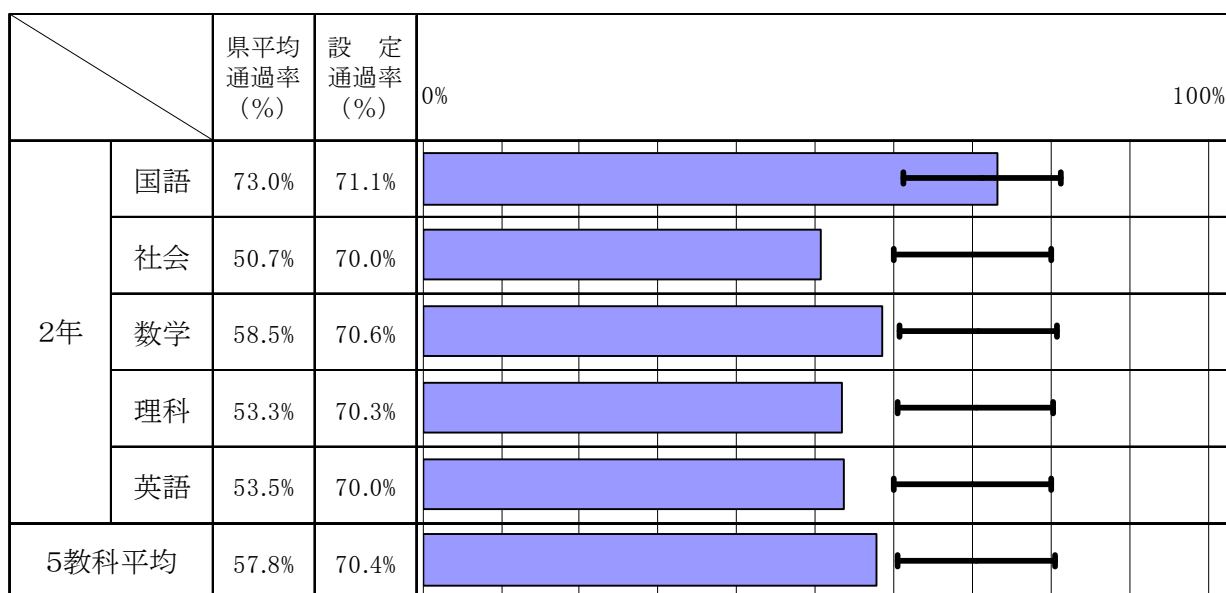
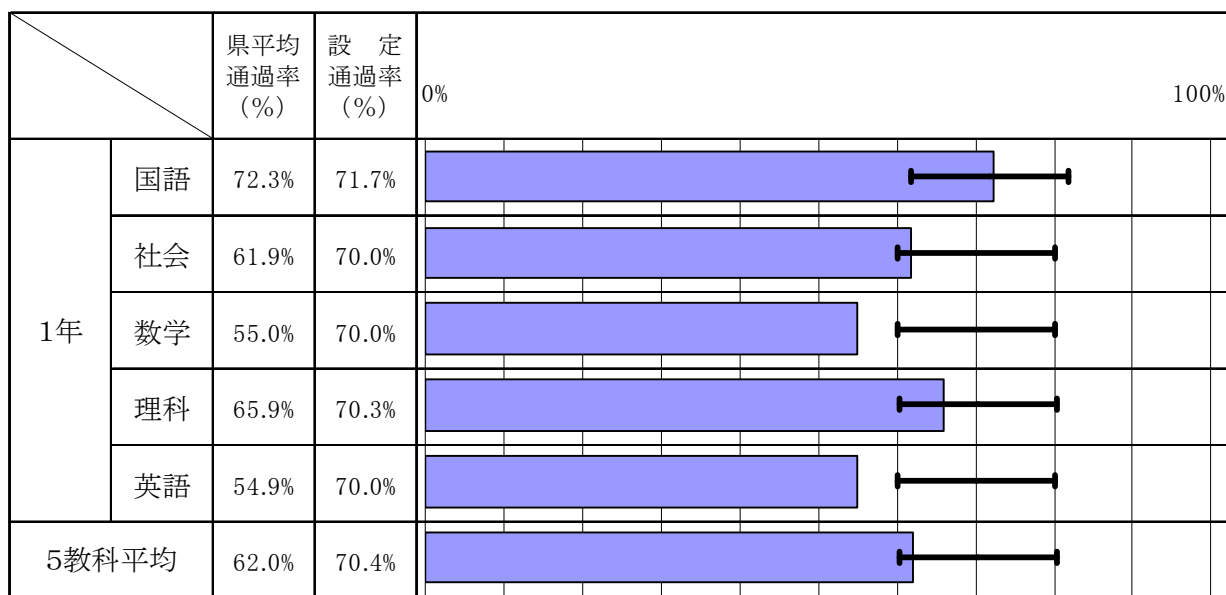
設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。



小学校では、全ての学年・教科のそれぞれの結果が設定通過率の±10%の範囲内にあり、全体的に「おおむね満足」な状況にある。

(2) 中学校の平均通過率 (グラフの  $\blacksquare$ — $\blacksquare$  は設定通過率の $\pm 10\%$ の範囲)

設定通過率の $+10\%$ を上回るものを「十分満足」、設定通過率の $\pm 10\%$ の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

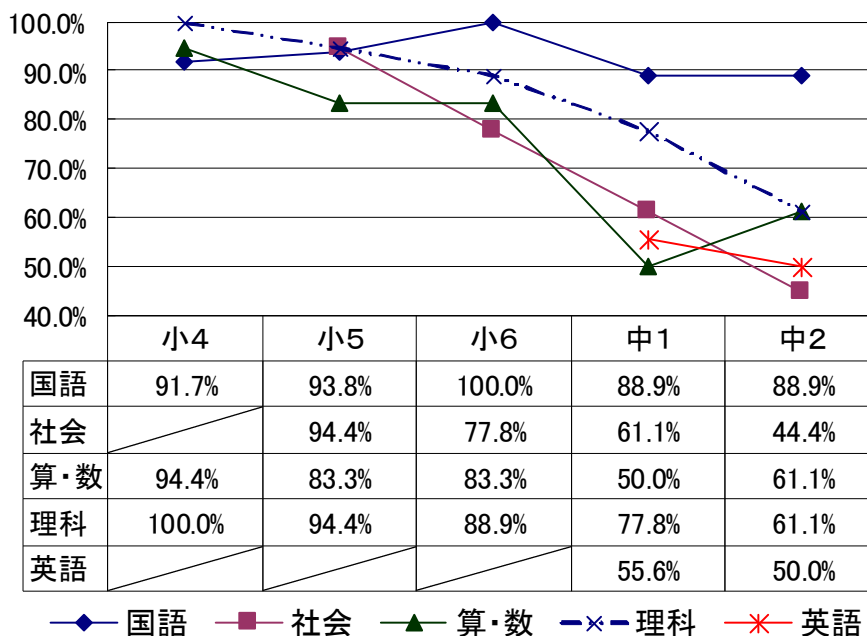


中学校第1学年では国語、社会、理科が、第2学年では国語が設定通過率の $\pm 10\%$ の範囲内にあり、「おおむね満足」な状況にある。設定通過率に対して10%以上下回った学年・教科においては、習得した知識や技能を活用し、思考・判断・表現する問題の通過率が低い傾向が見られる。

### (3) 設定通過率との比較

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

設定通過率に対する「十分満足」「おおむね満足」な状況の問題の割合



出題した全設問のうち、「十分満足」及び「おおむね満足」な状況の設問総数及び割合は 364問中282問、77.5%であった。校種別では、小学校が90.8%（184問中167問）、中学校は63.9%（180問中115問）であった。

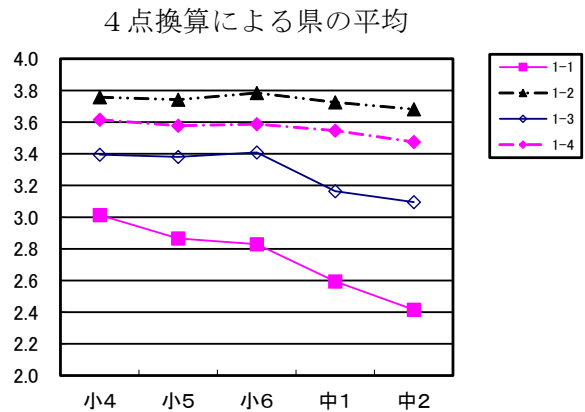
## 2 学習の意欲等に関する質問紙調査の結果

### (1) 学習全般についての結果概況

#### 質問項目

- 1-1 勉強が好きだ
- 1-2 勉強は大切だ
- 1-3 学校の勉強がよく分かる
- 1-4 ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい

- ・右のグラフは、調査項目の回答類型について、次のように点数に換算して作成。
- 「当てはまる」…4点
- 「どちらかといえば当てはまる」…3点
- 「どちらかといえば当てはまらない」…2点
- 「当てはまらない」…1点



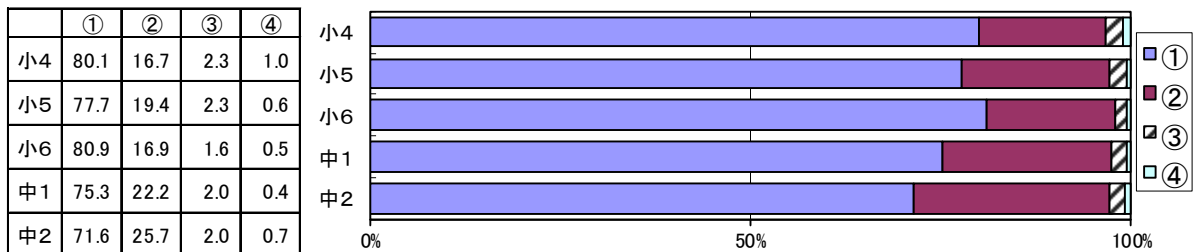
### (2) 学習全般について（抜粋）

#### [グラフ等の見方]

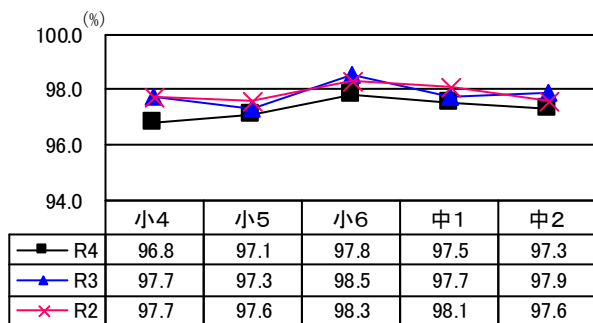
- 表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
- 折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

#### [1-2] 勉強は大切だ

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



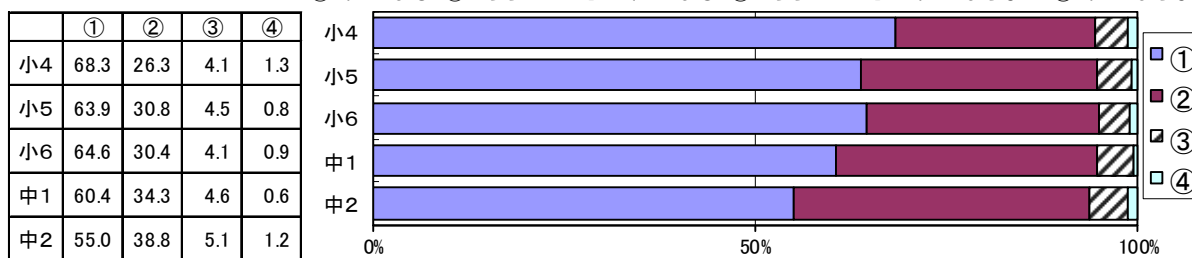
#### 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



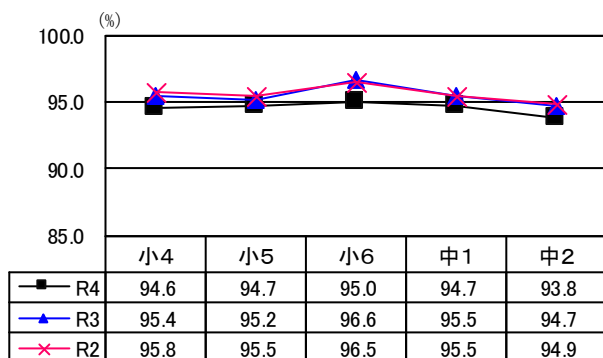
肯定的な回答の割合が、全ての学年で96%以上である。学ぶことの重要性や意義などを感じながら学習に取り組んでいる児童生徒が多いことがうかがえる。

[1-4] ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



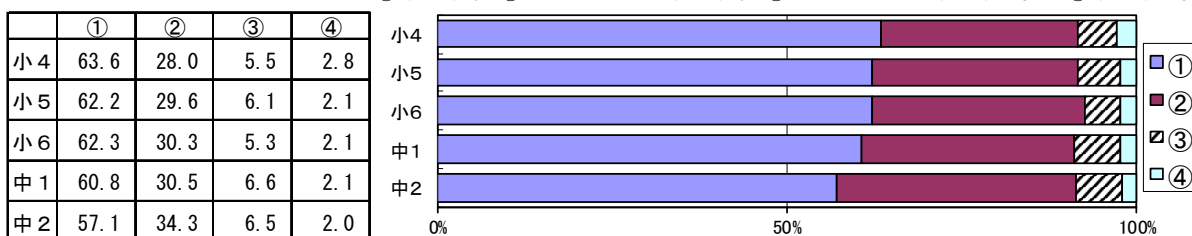
全ての学年で、肯定的な回答が93%以上である。

各教科等で学習する内容を日常生活にも役立てようとする意識をもっている児童生徒が多いことがうかがえる。

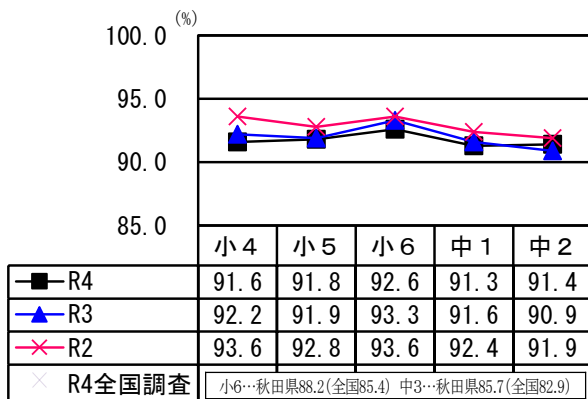
(3) 生活全般について (抜粋)

[2-1] 学校が楽しい

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

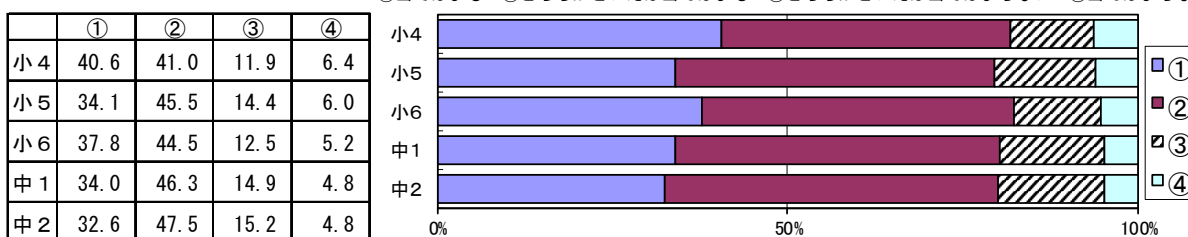


全ての学年で、肯定的な回答が91%以上である。

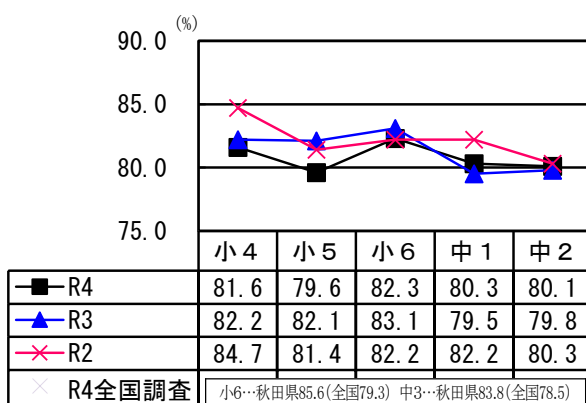
学校が児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場となるよう、各学校が児童生徒の実態を踏まえ、教育活動を工夫していることがうかがえる。

## [2-2] 自分にはよいところがあると思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

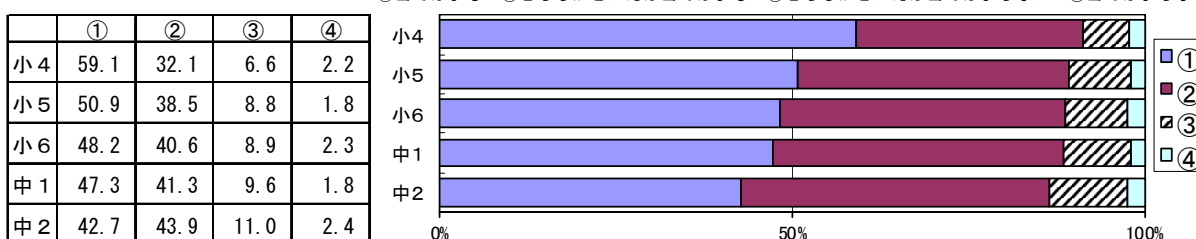


小学校では79%以上、中学校では80%以上が肯定的な回答をしているが、小学校第4学年と第5学年においては、この3年間で最も低い数値となっている。

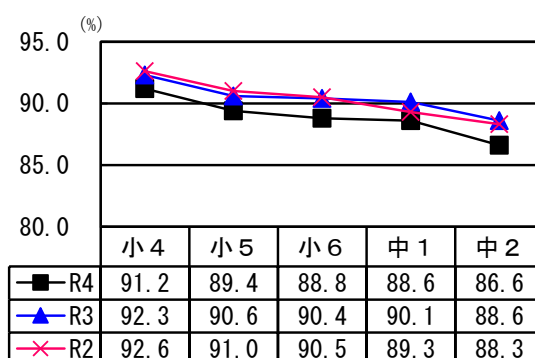
学校生活の様々な場面において、教師が児童生徒のよさを積極的に認めるなど、児童生徒の自己肯定感を高める働きかけを、一層充実させていく必要がある。

## [2-6] 地域のためになる活動に進んで取り組みたいと思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



肯定的な回答の割合は、小学校では88%以上、中学校では86%以上である。

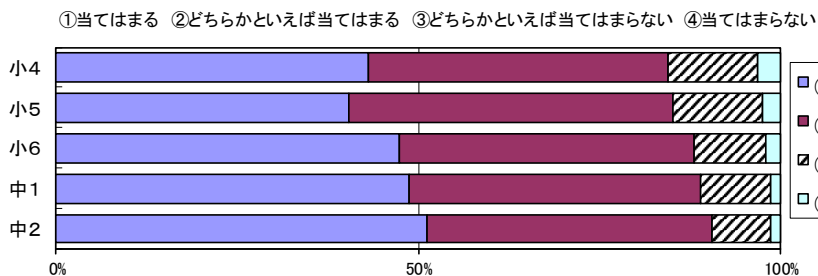
各学校の特色を生かしたふるさと教育や、キャリア教育等の取組が、児童生徒の地域に対する愛着を育み、地域社会に貢献しようとする意欲の高まりにつながっていることがうかがえる。



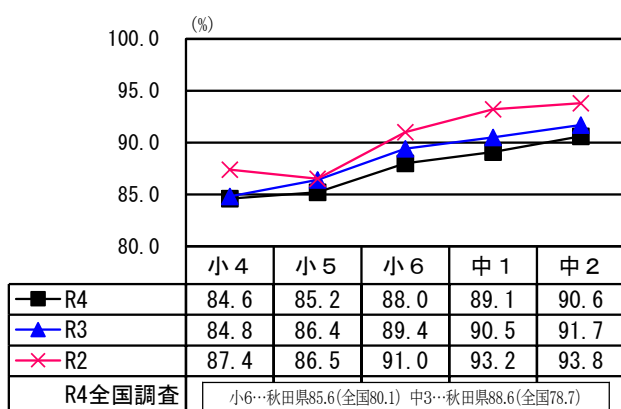


[4-3] ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う

	①	②	③	④
小4	43.1	41.5	12.3	3.1
小5	40.4	44.8	12.3	2.5
小6	47.3	40.7	10.0	1.9
中1	48.7	40.4	9.7	1.3
中2	51.3	39.3	8.0	1.4



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

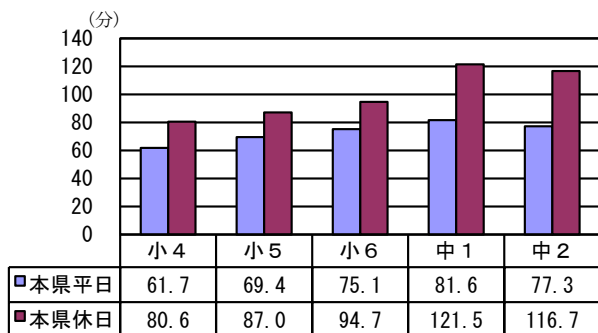


肯定的な回答の割合が、小学校では84%以上、中学校では89%以上であり、学年が上がるに従って数値が高くなっている。

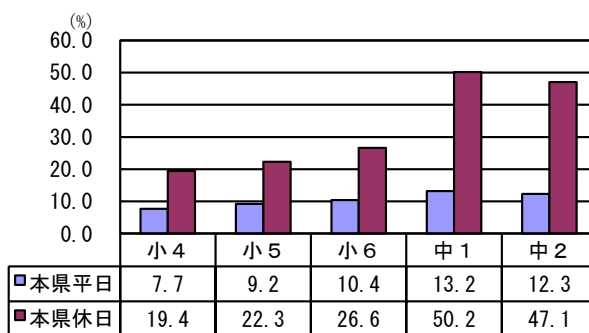
他者の多様な考えに触れることが、自分の考えを広げたり深めたりする上で役立つことを児童生徒が自覚できるよう、各教科等の特質に応じて、話し合う場面を適切に設定していることがうかがえる。

(6) 家庭学習について

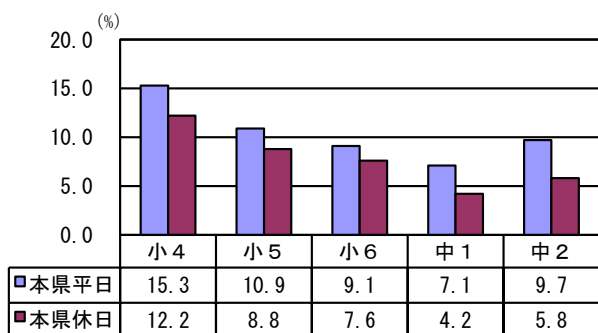
家庭学習の平均時間



2時間以上の割合



全くしない又は30分未満の割合



小・中学校とも、平日より休日の勉強時間が長いこと、小学校より中学校の方が家庭学習の平均時間が長いことなど、全体的には昨年度までと同様の傾向である。

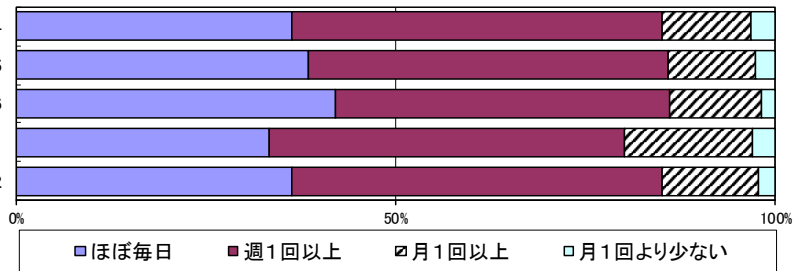
昨年度に比べて、「全くしない又は30分未満」と回答した割合が、全ての学年で平日、休日ともにやや増加している。

(7) ICT活用の状況について

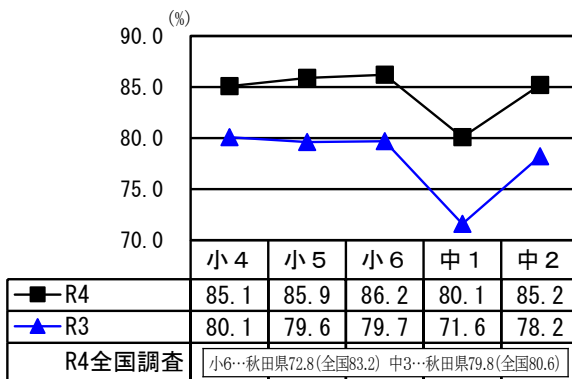
[グラフ等の見方]  
表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合

[5-1] ふだんの授業では、コンピュータなどのICT機器をどのくらい使用していますか

	ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小4	36.2	48.9	11.7	3.1
小5	38.5	47.4	11.6	2.5
小6	42.0	44.2	12.0	1.8
中1	33.4	46.7	16.8	3.0
中2	36.4	48.8	12.7	2.1



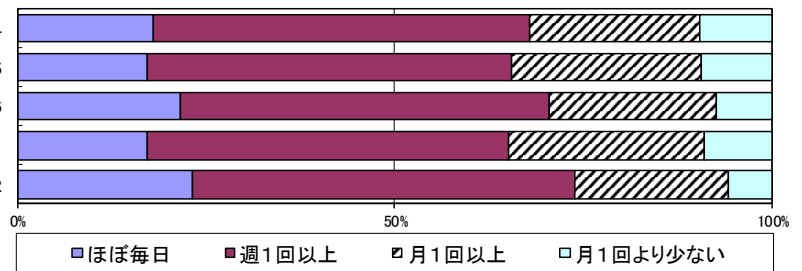
「ほぼ毎日」「週1回以上」の割合



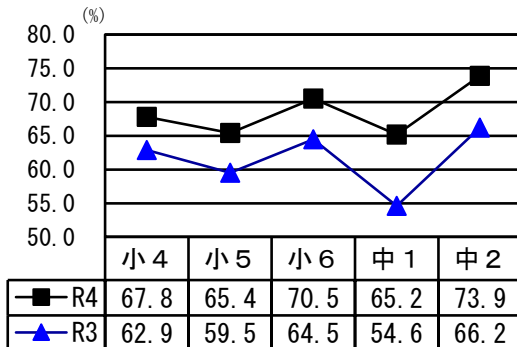
普段の授業で、コンピュータなどのICT機器を週1回以上使用していると回答した割合は、小学校では85%以上、中学校では80%以上であり、全ての学年で昨年度よりも高くなっている。また、小学校第6学年では、4月の全国学力・学習状況調査の週1回以上使用していると回答した数値より、13.4ポイント高くなっている。

[5-2] あなたは、学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どのくらい使用していますか

	ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小4	17.9	49.9	22.6	9.5
小5	17.2	48.2	25.1	9.4
小6	21.5	49.0	22.1	7.4
中1	17.2	48.0	25.9	9.0
中2	23.1	50.8	20.3	5.8



「ほぼ毎日」「週1回以上」の割合

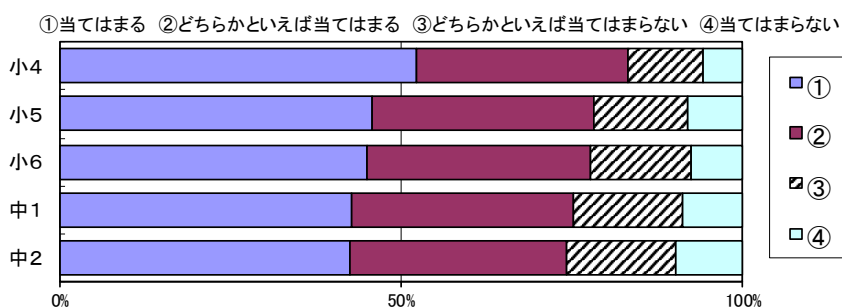


学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、週1回以上使用していると回答した割合は、全ての学年で65%以上となっており、全ての学年で昨年度よりも高くなっている。

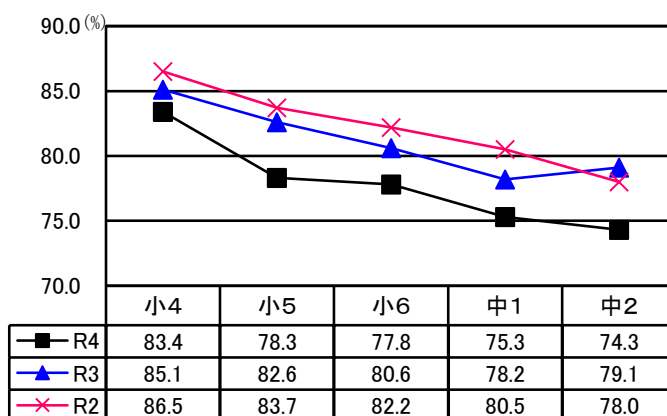
(8) 読書について

[読書は好きだ]

	①	②	③	④
小4	52.3	31.1	10.8	5.8
小5	45.7	32.6	13.7	7.9
小6	45.1	32.7	14.7	7.4
中1	42.7	32.6	16.0	8.7
中2	42.4	31.9	16.0	9.6

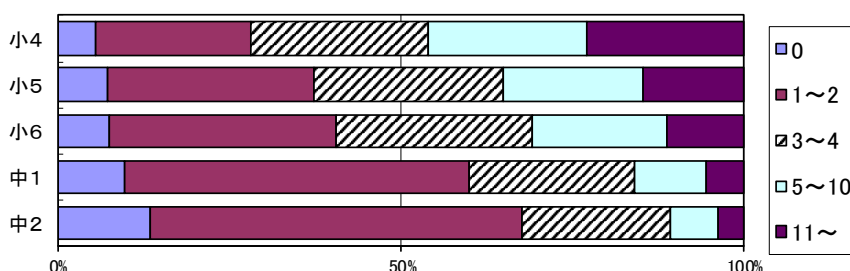


「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の推移



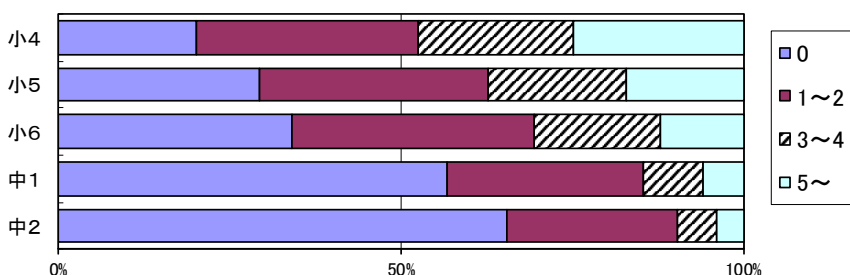
[1か月に何冊くらい本を読むか(教科書・学習参考書・漫画・雑誌や付録を除く)]

	0	1~2	3~4	5~10	11~
小4	5.5	22.6	25.8	23.3	22.9
小5	7.2	30.1	27.5	20.5	14.7
小6	7.5	33.1	28.6	19.6	11.2
中1	9.8	50.0	24.2	10.4	5.6
中2	13.3	54.4	21.6	7.0	3.7



[1か月に何回くらい図書館を利用するか]

	0	1~2	3~4	5~
小4	20.2	32.5	22.6	24.7
小5	29.4	33.3	20.2	17.1
小6	34.2	35.2	18.6	12.0
中1	56.8	28.6	8.9	5.8
中2	65.4	25.1	5.6	3.9



全ての学年において、児童生徒の74%以上は読書が好きだと回答している。また、全ての学年の児童生徒の86%以上が1か月に1冊以上の本を読んでおり、特に小学校では、1か月に5冊以上の本を読んでいる児童が30%以上いることから、日常的に読書に親しんでいる様子が見えてくる。図書館等の利用回数について、月に1回以上利用している児童生徒は、小学校ではおよそ7割程度、中学校では4割程度である。

### 3 調査結果の活用と課題への対応

#### (1) 調査結果及び報告書の送付

調査実施後、学習状況調査集計・分析システムを活用して各学校の入力データを集計し、1月中旬に調査結果を秋田県学力向上支援Webに掲載した。各学校や各市町村教育委員会では、その結果を閲覧し、自校や管下の学校の平均通過率を県平均通過率と比較するなどして指導の改善等に活用している。また、児童生徒自身が調査結果を基に学習内容の定着の程度を把握することに役立つよう、1月中旬に個人票印刷ファイルを配信した。3月下旬には、調査結果の概況及び考察等を加えた報告書を、「美の国あきたネット」で配信する予定である。

#### (2) 教科に関する課題

「おおむね満足」な状況に至らなかった学年・教科については、学習指導要領の趣旨等に基づき、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、身に付けた知識及び技能を活用して主体的に問題を発見・解決するための思考力、判断力、表現力等を育む学習活動の一層の充実を図る必要がある。授業についての質問紙調査の結果においては、各学校で児童生徒が対話を通じて学びを深めることができるように授業改善を進めている様子や、授業におけるICT活用の推進が図られている様子がうかがわれることから、各教科等の特質に応じて適切な手立てを一層工夫することが求められる。

#### (3) 令和4年度における改善の手立て

##### ①学校訪問等による指導

通常の学校訪問に加えて、全国学力・学習状況調査の結果分析によって明らかになった各学校の課題の改善に向けた取組と、学習状況調査による検証・改善を支援するため、各学校等の要請に応じた学校訪問等を行った。

##### ②「調査結果の考察」の提示

県教育委員会は、本調査の結果の全県的な状況や明らかになった課題を踏まえ、教科における授業改善のポイントをまとめた「調査結果の考察」を2月上旬に配信した。

##### ③次年度の授業改善に向けた取組の明確化

各市町村教育委員会及び各学校は、本調査の結果を基に成果と課題を明らかにし、次年度の授業改善に向けた方策をまとめる。

#### (4) 次年度の主な取組

##### ①学力向上推進事業

###### ・学校訪問指導

全国学力・学習状況調査及び本調査の結果分析に基づく各学校の課題の改善に向けた取組と検証・改善を支援するため、各学校の要請に応じて義務教育課及び各教育事務所・出張所、総合教育センターの指導主事等が、学校訪問等による指導を行う。

###### ・秋田県学力向上支援Web及びわか杉学びネット（学習ポータルサイト）

単元評価問題、学習シート、動画教材等をWebサイトで配信し、基礎的・基本的な知識及び技能等の定着を図るとともに、各学校の授業改善を支援する。

###### ・理数才能育成プロジェクト

中学生を対象に科学好きの裾野を広げ、理数における思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、科学の甲子園ジュニア秋田県大会を開催する。

##### ②ICTを活用した秋田の教育力向上事業

###### ・検証改善委員会

全国学力・学習状況調査の結果等の分析を基に、本県で推進している探究型授業の取組状況等について検証するとともに、ICTを活用した授業改善の実践事例等を「ICTの効果的な活用による学校改善支援プラン」としてまとめ、教育指導に係る提言を行う。

###### ・オンライン・ミーティング

ICTを活用した授業改善の研究実践を行っているモデル校の実践発表、有識者等によるパネル・ディスカッションや講演等、ICT活用の取組を全国に情報発信することを通して、本県におけるICT教育の推進とその普及を図る。

令和5年

第6回教育委員会会議  
報告事項（3）

秋田県立美術館美術顧問の任期更新について

秋田県教育委員会

# 秋田県立美術館美術顧問の任期更新について

令和5年3月30日  
生涯学習課

## 1. 目的

秋田県立美術館を広く周知するとともに、県民の美術に関する教養の向上を図るため、平成25年の美術館移転開館にあわせて美術顧問を設置し、本県にゆかりがあり、芸術文化、美術教育において優れた識見を有する高階秀爾氏を美術顧問に委嘱している。このたび2年の任期が終了するため、引き続き委嘱期間を更新するものである。

## 2. 委嘱事項

- (1) 芸術文化、美術教育に関する講演等  
内 容：秋田県立美術館特別講座「高階秀爾、名画を読み解く」  
日 時：令和5年10月7日（土）（予定）  
会 場：生涯学習センター講堂
- (2) 情報発信
  - ①秋田県立美術館に関する情報の発信
  - ②リーフレット等へのコメント等の掲載

## 3. 委嘱期間

平成5年4月25日～令和7年4月24日（2年間）

## 4. 謝金等

講演又はコメント等の提供に対して支払う

## 5. 高階秀爾氏の経歴等

- ・昭和7年東京生まれ。91歳。父親が旧千畑町（現美郷町）出身で、疎開のため旧制角館中学校（現県立角館高等学校）に2年間在学。昭和28年東京大学教養学部教養学科卒業。
- ・東京大学大学院在学中の昭和29～34年フランス政府招聘給費留学生として渡仏、パリ大学付属美術研究所及びブルーヴル学院で西洋近代美術史を専攻。
- ・昭和54年、東京大学文学部教授。平成4年、東京大学名誉教授。同年、国立西洋美術館長。平成9年、パリ第一大学名誉博士。平成12年、西洋美術振興財団理事長。平成14年、大原美術館館長。令和2年、日本芸術院院長。

### 【講演等】

- ・東京大学教授時代から旧制角館中学校同窓生の招きを受けて、本県で度々講演
- ・平成6年 秋田県立近代美術館の開設にあたり、構想の段階から助言
- ・平成24年 新県立美術館PR企画事業（鼎談）「美術館の可能性を求めて」
- ・平成25年 秋田県立美術館リニューアルオープン講演会  
「フランス人を驚かせた日本人画家藤田嗣治」
- ・平成26年 秋田県立美術館リニューアルオープン1周年記念講演会  
「文化の十字路～美術館の役割～」
- ・平成27～29年 秋田県立美術館県民作品展審査員。
- ・平成27年 秋田県立美術館公開シンポジウム「芸術—伝承と革新—」
- ・平成28年より秋田県立美術館特別講座「高階秀爾、名画を読み解く」

### 【主な受賞歴】

- ・平成14年 日本芸術院賞・恩賜賞
- ・平成15年 レジオン・ドヌール勲章シュヴァリエ章（フランス）
- ・平成17年 文化功労者
- ・平成24年 文化勲章
- ・平成30年 文化庁創立50年記念表彰